

第11章

公的年金(全般)

- 付録 公的年金と私的年金の全体像
- 第1節 公的年金の被保険者
- 第2節 国民年金の保険料の免除制度等
- 第3節 厚生年金の保険料の免除制度等

第11章 付録 公的年金と私的年金の全体像

公的年金と私的年金の全体像



確定拠出年金 (iDeCo) 月68,000円 (併用合算額)	確定拠出年金 (iDeCo)*1 月23,000円	確定拠出年金 (iDeCo)*2 月20,000円	確定拠出年金 (iDeCo)*3 月12,000円	確定拠出年金 (iDeCo)*4 月12,000円	確定拠出年金 (iDeCo) 月12,000円	確定拠出年金 (iDeCo) 月23,000円
併用可		確定拠出年金 (企業型) 月55,000円	確定拠出年金 (企業型) 月27,500円	厚生年金基金 代行部分	退職等年金給付	
			確定給付型年金			
国民年金基金 OR 付加年金	厚生年金					
国民年金(基礎年金)						
第1号被保険者	第2号被保険者 (サラリーマン等)				第2号被保険者 (公務員等)	第3号被保険者

- *1 確定拠出年金(企業型)や他の企業年金に加入していない。
- *2 確定拠出年金(企業型)に加入している。
- *3 確定拠出年金(企業型)のほかに確定給付年金や厚生年金基金に加入している。
- *4 確定拠出年金(企業型)に加入しておらず確定給付年金や厚生年金基金に加入している。

確定拠出年金について補足

企業型の確定拠出年金は各社の規約でiDeCoとの併用を認められている場合にのみ、iDeCoへの加入が可能でしたが、2022年10月から規約にとらわれず、企業型の確定拠出年金に加入している人はiDeCoに加入できるよう法改正されます。

その改正により、下記2つの条件を満たせば、会社員は原則誰でもiDeCoに加入できるようになります。

- ① 企業型の確定拠出年金の事業主掛金 + iDeCoの掛金の合計 ≤ 55,000円
- ② 企業型DCで加入者掛金を拠出(マッチング拠出)していないこと

	確定拠出年金(企業型)のみ	確定拠出年金(企業型) + それ以外
確定拠出年金(企業型)の事業主掛金(①)	55,000円以下	27,500円以下
iDeCoの掛金(②)	20,000円以下	12,000円以下
①+②	55,000円以下	27,500円以下

第11章 第1節 公的年金の被保険者①

1. 公的年金の被保険者の種類



第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> 第2号・第3号以外の人 日本に住所がある人(外国人含む) 20歳以上60歳未満(任意加入制度あり) 保険料は年により定額 免除あり 第1号に変更→14日以内に手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 適用事業所で常時雇われている人 入社時～70歳未満 保険料は標準報酬月額・標準賞与額で決まり労使折半で納付 	<ul style="list-style-type: none"> 第2号被保険者*1に扶養される20歳以上60歳未満 年間収入130万円*2未満 且つ 第2号被保険者の収入の半分未満*3 <p>*1 老齢基礎年金の受給権がある人を除く。 *2 障がい者の場合は180万円未満。 *3 別居時は第2号被保険者からの仕送り額未満であること。</p>

ケース	Before → After	手続き・備考
18歳が25歳の会社員と結婚し専業主婦になった	無資格 → 無資格	手続き不要。妻が20歳になれば第3号被保険者
高校卒業後、すぐに会社に就職した	無資格 → 第2号	手続きは会社で行われます。20歳未満でも入社すれば第2号被保険者として国民年金も厚生年金も加入することになります。(学生バイトを除く)
高校卒業後、すぐに自営業をはじめた	無資格 → 無資格	手続き不要。20歳になれば第1号被保険者になります。
大学生が20歳になった	無資格 → 第1号	住所地の市区町村役場で手続きが必要です。
会社員が転職した	第2号 → 第2号	会社にて手続きを行います。
会社員が失業した	第2号 → 第1号	第2号の喪失手続きは会社で、第1号の取得手続きは市区町村役場で行います。
OLがサラリーマンと結婚し専業主婦になった	第2号 → 第3号	夫の会社にて手続きを行います。
専業主婦だった妻が会社員の夫と離婚した	第3号 → 第1号	第2号の喪失手続きは夫の会社で、第1号の取得手続きは市区町村役場で行います。

●第2号被保険者の適用事業所

強制適用事業所	下記のいずれかに該当すれば強制適用事業所 ①法定16業種の事業で 常時5人以上 の従業員を使用している事業所 ② 法人 の事業所 ③国や地方公共団体の事業所
任意適用事業所	事業所で働く 半数以上 の人が適用事業所となることに同意。 適用事業所になったあと、働いている人は 全員加入 することになる。

短時間労働者(勤務時間・勤務日数が常時雇用者3/4未満)に該当する人も、次の要件を全て満たせば第2号被保険者となります。

- 従業員が500人超の特定適用事業所または特定任意適用事業所に勤めている
- 週の所定労働時間が20時間以上
- 雇用期間が1年以上(見込み可)
- 賃金の月額が8.8万円以上(時間外労働手当、休日・深夜手当、賞与や業績給、慶弔見舞金など臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などは含まれません)
- 学生ではない

Point 適用事業所および短時間労働者の取扱いについては健康保険と同じです

第11章 第1節 公的年金の被保険者②

2. 被用者保険(健康保険、厚生年金保険)の適用拡大

■法定16業種

現行、士業は法定16業種に含まれていないが、2022年10月1日以降、税理士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士、公証人、海事代理士が追加。

■短時間労働者

2022年10月1日以降:現行500人超 → 100人超に改正、現行1年以上 → 2ヶ月超

2024年10月1日以降:現行500人超 → 50人超に改正

■公務員共済の短期給付

健康保険・厚生年金保険の適用対象である国・自治体等で勤める短時間労働者に対して、2022年10月1日以降、公務員教師の短期給付を適用。

3. 任意加入制度

60歳時点で老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付期間がなく老齢基礎年金を満額受給できない場合に、60歳以降でも国民年金(厚生年金保険、共済組合等加入者を除く)に任意加入できる制度です。ただし、申し出た月からの加入となり、遡って加入することはできません。

次の1.~4.のすべての条件を満たす方が任意加入をすることができます。

1. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
2. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない人
3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の人
4. 厚生年金保険、共済組合等に加入していない人

- 年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。
- 外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。
- 1. の60歳以上65歳未満の方は、60歳の誕生日の前日より任意加入の手続きをすることができます。

第11章 第2節 国民年金の保険料の免除制度等

1. 法定免除

- 生活保護や障害基礎年金などを受けている人が該当。
- 届出は必要。

2. 申請免除

- 所得(本人・配偶者・世帯主)が一定以下の場合や、震災・火災などの災害により損害を受けたとき、失業等により保険料の納付が困難なときなどが該当。
- 上記の状態が続く場合であっても、毎年申請が必要(承認期間:7月～翌年6月)。過去2年(申請月の2年1ヶ月前の月分)までさかのぼって申請可能。
- 所得水準により「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の4つの免除がある。
- 免除された保険料は直近10年前まで追納可能。
- 免除が承認されると付加年金および国民年金基金が利用できない(追納も不可)。
- 学生は適用不可。

3. 学生の納付特例制度

- 20歳以上の学生で本人の前年所得が一定額以下の人が該当。
- 上記の状態が続く場合であっても、毎年申請が必要(承認期間:4月～翌年3月)。
- 免除された保険料は直近10年前まで追納可能。

4. 納付猶予制度

- 学生を除く50歳未満で本人および配偶者の所得が一定以下の人が該当。
- 保険料全額を(免除ではなく)猶予する制度。
- 保険料は直近10年前まで追納可能。
- 2025年6月までの時限措置。

5. 産前産後期間免除制度

- 2019年2月1日以降に出産(妊娠85日以上。流産・死産・早産を含む)の人が該当。所得制限なし。
- 出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間。
- 将来受け取る老齢基礎年金においては、保険料納付済み期間として計算。
- 他の免除制度と異なり付加保険料の納付可能。

納付・免除・猶予	老齢基礎年金の受給資格期間 (最低10年)への参入 (○→算入される、×→算入されない)	将来受給する老齢基礎年金の年金額への反映 (○→減額されない、×→減額される)		
		2009/03まで	2009/04以降	
納付 (免除も猶予も受けていない)	○	○		
法定免除・申請免除	○	全額免除	6分の2	8分の4
		4分の3免除	6分の3	8分の5
		半額免除	6分の4	8分の6
		4分の1免除	6分の5	8分の7
学生の納付特例制度	○	×		
納付猶予制度	○	×		
産前産後期間免除制度	○	○		
未納 (上記の免除制度や猶予制度の 利用なく納付しない場合)	×	×		

第11章 第3節 厚生年金の保険料の免除制度等

1. 産前産後期間免除制度

- 労働基準法上の産前産後休業期間(産前42日・多胎98日～産後56日)のうち、妊娠や出産のため会社を休んだ期間の免除制度。
- 事業主も被保険者も納付を免除される。
- 将来受給する年金額に反映される(減額されない)。

2. 育児休業等期間中の免除

- 子が3歳になるまで育児休業期間中、事業主も被保険者も納付を免除される制度。
- 産前産後期間免除制度と同じく、将来受給する年金額に反映される(減額されない)。
- 職場復帰後、子が3歳になるまで短時間勤務等で標準報酬月額が下がったとしても年金額は減額されない。

職場復帰後、「休業前の標準報酬月額」と「休業後3ヶ月間の報酬をもとに算出した標準報酬月額」の差が1等級以上ある場合は4ヶ月目から保険料の見直しが行われます。
(復帰がその月の中旬～下旬であれば基礎日数の17日に満たない場合があります)

産前産後休業後にすぐ復帰するケース

期間	休業前	産前産後休業	復帰後 1ヶ月目	復帰後 2ヶ月目	復帰後 3ヶ月目	復帰後 4ヶ月目以降
給与	30万円	0円	20万円	20万円	20万円	20万円
保険料	30万円×保険料率	免除	30万円×保険料率			20万円×保険料率

産前産後救護に育児休業を取得するケース

期間	休業前	産前産後休業	育児休業	復帰後 1ヶ月目	復帰後 2ヶ月目	復帰後 3ヶ月目	復帰後 4ヶ月目以降
給与	30万円	0円	0円	20万円	20万円	20万円	20万円
保険料	30万円×保険料率	免除	免除	30万円×保険料率			20万円×保険料率